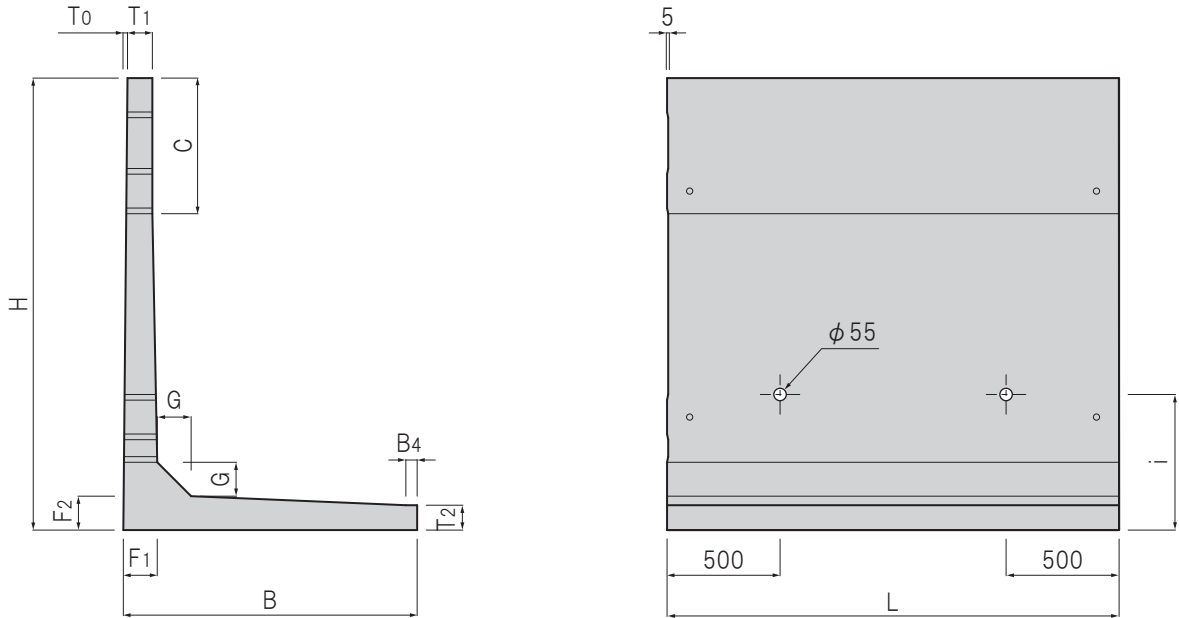


## 特長

- 1 宅地造成等規制法施行令第14条の規定による国土交通大臣認定擁壁です。
- 2 壁面のデザイン化が可能です。
- 3 用地の有効利用、工期短縮、安全性が確保できます。

## 標準図



## 規格表

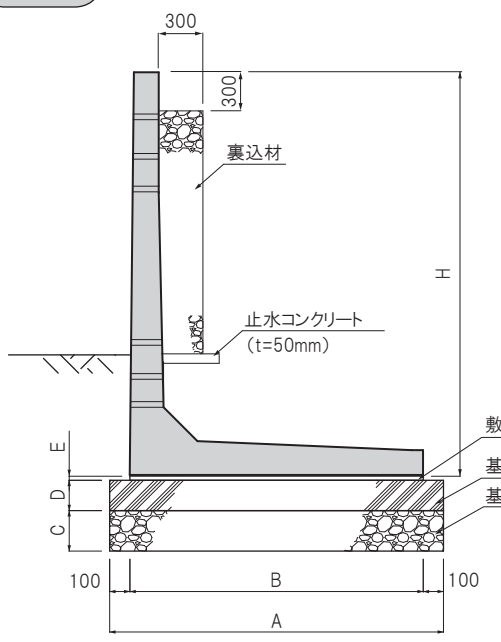
Q=10.0kN/m<sup>2</sup>

呼び名 H	寸法表 (mm)											参考重量 (kg)
	B	B4	L	C	F1	F2	T0	T1	T2	G	i	
700	560	—	2000	—	100	100	6	100	100	100	500	580
800	620	—	2000	—	100	100	7	100	100	100	500	657
900	680	—	2000	—	100	100	8	100	100	100	500	734
1000	730	—	2000	—	100	100	9	100	100	100	500	806
1200	850	20	2000	400	120	120	10.8	100	100	120	500	1038
1300	910	—	2000	400	120	120	11.8	110	110	120	500	1180
1500	1050	—	2000	400	130	130	13.7	110	110	130	500	1418
1800	1200	50	2000	600	150	150	16.5	110	110	150	600	1781
2000	1300	50	2000	600	150	150	18.5	110	110	150	600	1967
2500	1650	70	2000	1000	180	180	23.2	120	120	180	750	2802
3000	2000	100	2000	1000	210	210	27.9	120	120	210	1000	3695

⚠️ ご注意！ 本製品の使用については下記の点にご注意ください。

1. 本製品の規格高さは次の11種類となります。  
0.7 ,0.8 ,0.9 ,1.0 ,1.2 ,1.3 ,1.5 ,1.8 ,2.0 ,2.5 ,3.0 (m)
2. 本製品の高さを上記規格外とする場合、高さ以外の項目については、高さが直近上位の規格を準用してください。  
(例:H-2200の製品はH-2500の規格を準用します。)
3. 本製品の頭部を斜切とする場合は、その勾配を25%以下としてください。
4. 製品の長さを規格(2m)未満とする場合は、その長さを1m以上としてください。
5. 前壁がデザイン製品の場合、表面の凹凸は製品規格厚さの範囲外となります。(模様は製品厚みに入りません。)

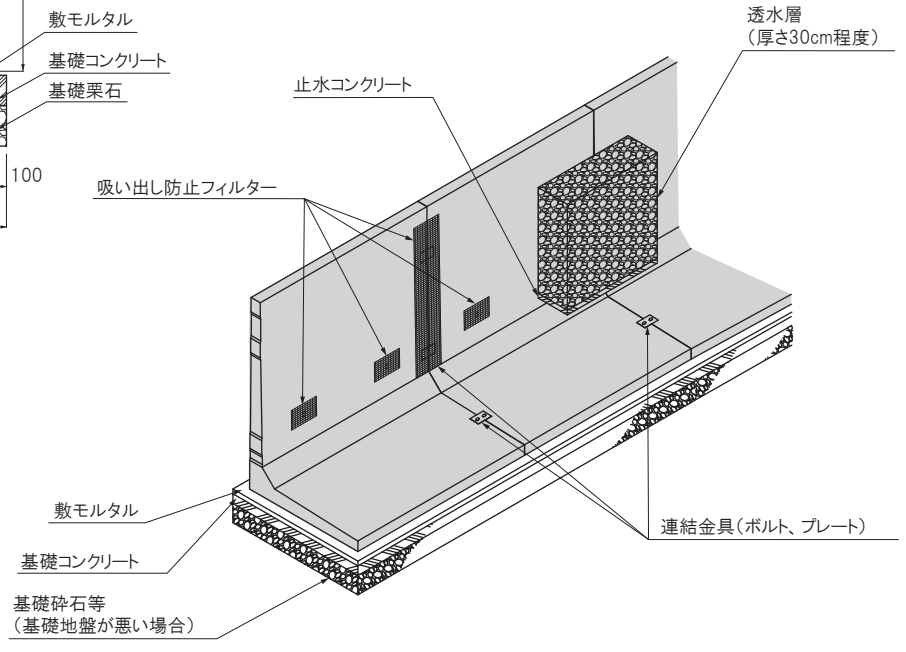
施工図



(10m当り)

呼び名 (H)	敷設 数量 (本)	基礎工						
		基礎材 m <sup>2</sup>	基礎コンクリート			敷モルタル(1:3)		
			A(m)	D(m)	m <sup>3</sup>	B(m)	E(m)	m <sup>3</sup>
700	5	7.6	0.76	0.05	0.38	0.56	0.02	0.11
800	5	8.2	0.82	0.05	0.41	0.62	0.02	0.12
900	5	8.8	0.88	0.05	0.44	0.68	0.02	0.14
1000	5	9.3	0.93	0.05	0.47	0.73	0.02	0.15
1200	5	10.5	1.05	0.05	0.53	0.85	0.02	0.17
1300	5	11.1	1.11	0.05	0.56	0.91	0.02	0.18
1500	5	12.5	1.25	0.05	0.63	1.05	0.02	0.21
1800	5	14.0	1.40	0.05	0.70	1.20	0.02	0.24
2000	5	15.0	1.50	0.05	0.75	1.30	0.02	0.26
2500	5	18.5	1.85	0.10	1.85	1.65	0.02	0.33
3000	5	22.0	2.20	0.10	2.20	2.00	0.02	0.40

(注)本表は参考であり現場の状況に応じて適宜変更してください。



施工

基礎地盤の内部摩擦角	根入れ深さ
30° 以上の場合	前壁高さの15/100(その値が35cmに満たないときは35cm)以上としてください。
30° 未満の場合	前壁高さの20/100(その値が45cmに満たないときは45cm)以上としてください。

※岩盤に接着して設置する場合を除きます。  
基礎は、厚さ5cm以上のコンクリートを打設し、地盤が悪い場合にはその下にさらに基礎栗石を施してください。

認定書



宅地造成等規制法施行令第14条の国土交通大臣認を取得しています。  
14条認定では、数多くの施工実績と国土交通省建築研究所に於ける種々の実験により、高い安全性、施工性が確認されています。  
(現在は宅地造成等規制法施行令第14条がこれにあたります。)

⚠️ お願い

擁壁の築造にあたっては、擁壁背面および基礎地盤の土質条件により施工方法が異なるので、施工場所の土質を十分に把握して、認定条件に適合したものであることをご確認ください。  
土質が認定条件に適合しない場合は、杭基礎や地盤改良を行ってください。  
(地盤改良を行う場合は地盤改良後の支持力(22ページ参照)をご確認ください。)

⚠ SL擁壁Ⅲ型(載荷重10kN/m<sup>2</sup>)の使用に際しましては、下記条件を順守してください。

■土質条件及び基礎地盤の必要地耐力について

認定条件

載荷重	Q=10kN/m <sup>2</sup> 以下
フェンス荷重	P=1.0kN/m
摩擦係数	$\mu = \tan \phi (\leq 0.6)$
土の単位体積重量	$\gamma_s = 18.0 \text{ kN/m}^3$
鉄筋コンクリートの単位体積重量	$\gamma_c = 24.0 \text{ kN/m}^3$
コンクリートの設計基準強度	$F_c = 30.0 \text{ N/mm}^2$

背面土および基礎地盤

(1)土質試験を行い実況が把握できた場合

内部摩擦角(度)	25	30	35	40	45
単位体積重量(kN/m <sup>3</sup> )	18.0				
摩擦係数	$\tan \phi (0.6)$				

$\phi$ :内部摩擦角

(2)土質試験を行わない場合

宅地造成等規制法施行令の別表第2、第3のうち下表による

別表第2

土質	単位体積重量(kN/m <sup>3</sup> )	土圧係数
砂利または砂	18.0	0.35

別表第3

土質	摩擦係数
岩、岩屑、砂利または砂	0.5

土質条件

適応土質	土質試験を行う場合	背面土および基礎地盤	内部摩擦角25° 以上
	土質試験を行わない場合	背面土	砂利または砂
		基礎地盤	岩、岩屑、砂利または砂
積載荷重	1.0tf/m <sup>2</sup> (10kN/m <sup>2</sup> ) (擁壁上端は水平。埋め戻し沈下を見込んだ余盛以上の土羽を設けない)		
基礎地盤の必要地耐力	下表数値による		

基礎地盤の必要地耐力

基礎地盤の必要地耐力は下表-1、2に示す地耐力以上とし、期待できない場合には特殊工法(杭打ち、置換え)としてください。下表はコーナー部には適用できません。別途お問い合わせください。

土質試験を行った場合

表-1 一般部必要地耐力表

kN/m<sup>2</sup>(tf/m<sup>2</sup>)

擁壁の高さ(m)	0.7	0.8	0.9	1.0	1.2	1.3	1.5	1.8	2.0	2.5	3.0
背面土の内部摩擦角											
25°	50(5)	60(6)	60(6)	70(7)	80(8)	90(9)	90(9)	110(11)	120(12)	140(14)	160(16)
30°	50(5)	50(5)	60(6)	60(6)	70(7)	80(8)	90(9)	100(10)	110(11)	130(13)	140(14)
35°	50(5)	50(5)	50(5)	60(6)	70(7)	70(7)	80(8)	90(9)	100(10)	120(12)	130(13)
40°	50(5)	50(5)	50(5)	50(5)	60(6)	70(7)	70(7)	80(8)	90(9)	110(11)	120(12)
45°	50(5)	50(5)	50(5)	50(5)	60(6)	60(6)	70(7)	80(8)	90(9)	100(10)	110(11)

土質試験を行わない場合

表-2 一般部必要地耐力表

kN/m<sup>2</sup>(tf/m<sup>2</sup>)

擁壁の高さ(m)	0.7	0.8	0.9	1.0	1.2	1.3	1.5	1.8	2.0	2.5	3.0
背面土の内部摩擦角											
砂利又は砂	50(5)	50(5)	60(6)	60(6)	70(7)	80(8)	80(8)	100(10)	110(11)	120(12)	140(14)

※上表に掲載されていない高さについては、直近上位の高さを準用してください。